

京都市告示第 335 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年12月28日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
小島医院	伏見区桃山筒井伊賀西町30番地の1	平成19年11月1日
山川内科医院	左京区高野西開町41番地 デ・リード北大路1階	平成19年11月1日
田辺メンタルクリニック	右京区西院東淳和院町1番地の1 アフレ西院3F	平成19年11月1日
西陣歯科医院	北区紫野下柏野町59番地	平成19年11月20日
向島デンタルクリニック 河原医院	伏見区向島丸町36番地の17	平成19年11月1日
今宮ゆう薬局	北区紫竹西高縄町34番地 田中ビル1F	平成19年11月1日
松井薬局アルファ店	下京区七条通烏丸東入真苧屋町 208番地の2	平成19年10月1日
あけぼの薬局 桂店	西京区下津林東大般若町36番地 ロイヤルアバカス1F	平成19年10月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)